

城名黒速（名）爲磯城、縣主など見ゆ、神武天皇の御世よりありし物なり、さて此も國造、君直、別などの

類なる者にて、日代宮段に、自其餘七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣、及稻置縣主とあり、（書紀）

卷に、津國の三島縣主飯粒が、良田四十町を天皇に奉獻し、（見ゆ）又天武卷に、高市郡大領高市

縣主許梅と云人あり、孝德御世の御制よりして、縣主なども郡司に任しがありしと聞えたり、

此も其職を子孫世々に傳ふることに、某縣主と云、卽姓なり、（縣主の姓は、此記にも書紀にも見え

少し、御縣にのみありし物なればなるべし、姓氏錄伊邪河宮、（開）段に且波大縣主朝倉宮、（雄）段

に志幾之大縣主と云もあり、此は臣に大臣連に大連と云如く大を如へて稱へたる物か、又思ふ

に、此に大縣小縣ともあれば、こは其縣の大なるを云るにもあらんか、（若）然らば、大は其縣に附た

〔職官志〕縣是官家所班田、讀爲安賀多大祖、（神）始置縣主、若磯城縣主黒速猛田縣主弟狷是也、

〔姓序考〕縣主 縣主姓は、いとふるきものにて、官名なりしが姓になれりし也、（中）さて縣のむねとせしものは、

高市、葛城、十市、志貴、山邊、添の六縣也、是はことに京畿に在て、朝廷の御料給ふ陸田物を作りて貢

進る地なるから、祈年祭祝詞、又月次祭祝詞、この外の祝詞等にもみえ、孝德紀大化元年八月丙申

朔庚子詔に、其於倭國六縣被遣使者、宜造戶籍とみえしも、高市以下の六縣を云るなり、姓氏錄に

も、添縣主、志貴縣主、高市縣主の三氏はみえたり、外の三縣主は、縣主姓を失へるもあり、又亡失も

あるべし、神武朝廷二年春二月甲辰朔乙巳、以劔根者爲葛城國造とみえしを、姓氏錄大和國神別

天神葛木忌寸、高御魂命五世孫、劔根命之後也、又河内國神別天神葛木直、高魂命五世孫、劔根命之

後也とあれば、うつりて忌寸姓になり、又くだりて直姓にもなりし也、十市縣主は、孝安紀に、十市

縣主五十坂彥、孝靈紀に、十市縣主等祖女眞若媛、古事記中卷黒田廬戶宮の段に、十市縣主之祖大

目なごみゆ、山邊縣主は、廢帝紀第廿一に、山邊縣主男笠とみえしのみ也、此六縣主さへ轉變れる

もて、各國の縣主の散亡しことを思へ、されど姓氏錄に、鴨志紀紺口珍努、賀茂犬上等の六氏の縣